(平成 6年 9月 日作成)(平成 2 2年 1 0月 日見直)

法 令 名	養鶏振興法
根拠条項	第5条第1項
許認可等 の種類	標準鶏の認定
法令の定め	種卵を生産する者は、その飼養する鶏につき、農林水産省令で定めるところにより、 当該鶏が標準鶏であるかどうかについての都道府県知事の認定を申請することができ る。
審查基準	法令の定めに尽くされている 標準鶏の特徴(養鶏振興法施行規則 第1条) 養鶏振興法第2条第1項の外形上の特徴で農林水産省令で定めるものは、別表の品種の欄に掲げる鶏の品種の区分に応じ、とさか、顔、眼、じだ、肉垂、くちばし、羽装、羽毛、翼、尾、背、胸、すね及びゆび、けづめ、つめ並びにあしのうらがそれぞれ同表の相当欄に掲げるものであることとする。
標準処理期間	総 期 間 19 日・ 月 (注:休日は含まない。)
	経由機関 10日・ 月 (総合振興局・振興局)
	協議機関 日・月 ()
	処分機関 9 日・ 月 (農政部畜産振興課)
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号:011-204-5439)
申 請 先	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号:)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課食肉鶏卵グループ(電話番号:011-204-5439)
備 考	(公表アドレス:http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)
	畜産 2 O

(平成 6年 9月 日作成)(平成 25年12月 日見直)

法 令 名	養鶏振興法
根拠条項	第7条第1項
許認可等の種類	ふ化業者の登録
法令の定め	 ふ化業者は、そのすべてのふ化場が次の各号に掲げる要件に適合するときは、その住所地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。 1 ふ化場の施設で農林水産省令で定めるものが農林水産省令で定める基準に適合するものであること。 2 種卵のふ化に関し農林水産省令で定める経験を有する者で種卵のふ化に常時従事するものが1人以上置かれていること。
審查基準	法令の定めに尽くされている 1 ふ化場の施設 (養鶏振興法施行規則 第8条) … ふ卵舎、ふ卵器、消毒用施設 2 ふ化場の施設の基準 (養鶏振興法施行規則 第9条) … ふ卵舎: 健康びなを生産するのに十分な換気をすることができる構造。 床は、コンクリート敷、板敷又はその他清掃及び消毒の容易な 材料を用いたもの。 育すう施設がおかれていないこと。 ふ卵器: 健康びなを生産するのに十分な温度、湿度及び換気の調整をすることのできる構造。 消毒用施設:ふ卵舎の出入口には、消毒用の踏込みが設置されていること。 3 種卵のふ化に関する経験 (養鶏振興法施行規則 第10条) … 種卵のふ化に従事した時間が通算して6月以上。
標準処理期間	総期間 19日・舟 (注:休日は含まない。) 経由機関 12日・舟 (総合振興局・振興局) 協議機関 日・月 () 処分機関 7日・舟 (農政部畜産振興課)
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号:011-204-5439)
申請先	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号:)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課食肉鶏卵グループ(電話番号:011-204-5439)
備考	(公表アドレス:http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)標準処理期間短縮の状況(21日(H25)→19日(H26)) 畜産21

(平成 6年 9月 日作成)(平成 25年12月 日見直)

法令名	養鶏振興法
根拠条項	第7条第2項
許認可等の種類	ふ化業者の要件適合の確認
法令の定め	ふ化場が当該ふ化業者(法第7条第1項の登録を受けようとするふ化業者)の住所地の都道府県以外の都道府県の区域内にある場合には、当該ふ化場が登録の要件に適合する旨の当該ふ化場の所在地を管轄する都道府県知事の確認を受けたことを証する書面を提出しなければならない。
審查基準	法令の定めに尽くされている ふ化業者の登録(養鶏振興法 第7条第1項) ふ化業者は、そのすべてのふ化場(人工ふ化の方法により種卵をふ化する事業の 用に供する事業場をいう。以下同じ。)が次の各号に掲げる要件に適合するときは その住所地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。 1 ふ化場の施設で農林水産省令で定めるものが農林水産省令で定める基準に適合するものであること。 2 種卵のふ化に関し農林水産省令で定める経験を有する者で種卵のふ化に常時従事するものが一人以上置かれていること。
標準処理期間	 総 期 間 19 日・舟 (注:休日は含まない。) 経由機関 12 日・舟 (総合振興局・振興局) 協議機関 日・月 () 処分機関 7 日・舟 (農政部畜産振興課)
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号:011-204-5439)
申 請 先	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号:)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課食肉鶏卵グループ(電話番号:011-204-5439)
備考	(公表アドレス:http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)標準処理期間短縮の状況(21日(H25)→19日(H26))
	畜産22

 (平成 6年 9月 日作成)

 (平成 25年12月 日見直)

法 令 名 養鶏振興法	
根 拠 条 項 第8条第1項	
許 認 可 等 登録ふ化業者の要件適合の確認 の 種 類	
法令の定め 登録ふ化業者が新たにふ化場を開設するときは、あらかじめ当該ふ化場が 第1項各号の要件に適合する旨の当該ふ化場の所在地を管轄する都道府県知 受けなければならない。	
審 査 基 準 法令の定めに尽くされている	るときは、 準に適合
標準処理期間 総期間 19日・舟 (注:休日は含まない。) 経由機関 12日・舟 (総合振興局・振興局) 協議機関 日・月 () 処分機関 7日・舟 (農政部畜産振興課)	
処分担当課 農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号:011-204-5439))
申 請 先 総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号:)
問い合わせ先 農政部生産振興局畜産振興課食肉鶏卵グループ (電話番号:011-204-5439))
備 考 (公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)標準処理期間短縮の状況(21日(H25)→19日(H26))	畜産 2 3

(平成 6年 9月 日作成)(平成 2 2年 1 0月 日見直)

法 令 名	養鶏振興法施行細則
根拠条項	第2条
許 認 可 等の 種 類	登録ふ化業者の登録証の書換交付
法令の定め	養鶏振興法第9条第1項の規定に基づき登録ふ化業者の登録事項の変更の届出があった場合において、変更があった事項が登録証の記載事項に該当するときは、登録ふ化業者は、知事に当該登録証の書換え交付を申請しなければならない。
審査基準	法令の定めに尽くされている
標準処理期間	総 期 間 19 日・升 (注:休日は含まない。) 経由機関 10 日・升 (総合振興局・振興局) 協議機関 日・月 () 処分機関 9 日・升 (農政部畜産振興課)
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号:011-204-5439)
申 請 先	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号:)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課食肉鶏卵グループ(電話番号:011-204-5439)
備考	(公表アドレス:http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)
	畜産24

(平成 6年 9月 日作成)(平成 2 2年 1 0月 日見直)

法令名	養鶏振興法施行細則
根拠条項	第3条第1項
許認可等の種類	登録ふ化業者の登録証の再交付
法令の定め	登録証を滅失し、又は著しく汚損した者は、速やかにその旨を知事に届け出るととも に登録証の再交付を申請しなければならない。
審查基準	法令の定めに尽くされている
標準処理期間	総 期 間 19 日・ 月 (注:休日は含まない。)
	経由機関 10日・ 月 (総合振興局・振興局)
	協議機関 日・月 ()
	処分機関 9 日・ 月 (農政部畜産振興課)
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号:011-204-5439)
申 請 先	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号:)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課食肉鶏卵グループ(電話番号:011-204-5439)
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)
	畜産25